

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 14 日現在

機関番号：34310

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26285020

研究課題名(和文) 犯罪予防論の多角的研究

研究課題名(英文) Diversified Studies of Crime Prevention

研究代表者

瀬川 晃 (Segawa, Akira)

同志社大学・法学部・教授

研究者番号：00104604

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 5,500,000円

研究成果の概要(和文)：近年、国際的にも関心が高く、発展が目覚ましいにもかかわらず、日本では、断片的な研究がなされているにとどまり、多角的で、総合的な研究が不足していた犯罪予防の領域について、刑法、刑事訴訟法、犯罪学、刑事政策、被害者学などの観点から多角的な研究を加えることによって、日本の犯罪予防論の発展に寄与した。

とりわけ、犯罪予防に関する海外の動向について、日本の刑事法学においては、十分な知見が共有されていないことから、最新の動向の把握に努めるとともに、日本での参照の可能性について考察を加えた。

研究成果の概要(英文)：Crime prevention has gained high attention and been rapidly developing in the United States and European countries today. On the other hand, in Japan, though fragmentary studies are found, systematic and comprehensive studies are rarely seen.

Then, we tried to address this difficult task from a multifaceted perspective, such as criminal law, criminal procedure law, penal policy, criminology and victimology. In those studies, we tried to accurately grasp the latest trends of US and European countries and to consider whether we can refer to the findings obtained there in Japan.

研究分野：刑事法

キーワード：犯罪予防 状況的犯罪予防 CPTED 環境犯罪学

1. 研究開始当初の背景

犯罪対策の国際的な潮流として、犯罪の発生後に、刑事司法機関により対応する伝統的な方法の限界が認識されるとともに、国際的な組織犯罪やテロの脅威の高まりといった事態を受けて、犯罪の発生以前に、これを防止する「犯罪予防」への関心が国際的に高まってきた。しかし、日本では、「犯罪予防」への関心は、断片的なものにとどまり、総合的かつ多角的な研究の必要性があった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、欧米において、21世紀の刑事政策のキーワードの1つとなっている「犯罪予防」について、刑法、刑事訴訟法、刑事政策、犯罪学、被害者学などの多角的な観点から検討を加えることによって、その意義と可能性を明らかにすることにある。

3. 研究の方法

研究を3つのステージに分けて、第1ステージでは、各研究領域について、欧米における犯罪予防の理論と実践の最新動向の正確な把握に努めた。

第2ステージでは、日本における犯罪予防論の現状を把握し、今後の課題や展望について考察を加えた。

第3ステージでは、これまでの研究をふまえ、日本における犯罪予防論の体系化モデルの構築を目指した。

4. 研究成果

(1) 研究成果の概要

本研究の成果として、今日的な犯罪予防論の意義を確認したうえで、犯罪予防論が台頭してきた背景経緯をふまえたうえで、欧米で台頭している「環境デザインによる犯罪予防」や「状況的犯罪予防」を中心に、犯罪予防に関する理論と実践の具体的な内容について諸外国における最新動向を正確に把握することができた。また、日本における犯罪予防論の現状を把握し、今後の課題や展望を行った。しかし、犯罪予防論を体系化し、1つのモデルを構築するには、なお研究の継続が必要である。

(2) 今日的な犯罪予防論の意義の確認

過去20年ほどの間、英米の刑事政策は、かつてないほど、その重点を犯罪予防にシフトさせてきた。もちろん、そこでいう「犯罪予防」には、刑罰の効果としての一般予防(積極的一般予防を含む)と特別予防、将来の危険除去のための保安処分、警察による治安維持・防犯活動、民間警備業者による警備活動など多様なものが含まれるが、なかでも注目すべき動きの1つが環境に着目した犯罪予防の取組みである。ロナルド・レーガン大統領とマーガレット・サッチャー首相という強力なリーダーシップをもった保守派指導者

に率いられた1980年代のアメリカ合衆国とイギリスでは、犯罪者処遇におけるメディカル・モデルからジャスティス・モデルへの転換が強力に推し進められ、「法と秩序(Law and Order)」のスローガンのもと警察力の強化と法執行の厳格化が図られた。しかし、そうしたハードな刑事政策も治安の改善には直結せず、両国は犯罪の増加に悩まされ続けた。そうした犯罪情勢を前に、従来の刑事政策、とりわけ刑事司法制度に対する失望が社会に広がっていった。また、同様に、そうした犯罪情勢の悪化に対して伝統的な犯罪原因論も無力であった。そうした中で従来の刑事司法制度に代わって、人々を犯罪から守る手段として脚光を浴び始めたのが環境に着目した犯罪予防であった。それまでも建築家やジャーナリストらによって、「犯罪に遭うリスクを下げる建築デザインや街並みの整備」が提案されていたが、従来の刑事司法制度に対する失望と相まって、1990年代には、環境犯罪者を中心として環境に着目した犯罪予防の理論化がすすめられ、さらにそうした理論に基づいた実践的な取組みが、相次いで展開されたのである。

一時的なブームに終わるかとも思われたこうした犯罪予防の取組みは、その有効性が高く評価されると同時に、理論面での一層の発展を遂げ、欧米だけでなくわが国の具体的な防犯上の施策に影響を与えている。それゆえ、今や国際的な潮流の中では、環境に着目した犯罪予防に言及せずに、刑事政策を語ることはできない。

(3) 環境デザインによる犯罪予防(CPTED)

CPTEDの起源

アメリカ合衆国で展開されている環境に着目した犯罪予防は、「環境デザインによる犯罪予防(crime prevention through environmental design: CPTED)」と呼ばれる。その起源は比較的古く、およそ半世紀前に遡る。CPTEDという用語を考案した犯罪学者レイ・ジェフェリーも言及するように、犯罪の原因を環境に求めるシカゴ学派の都市社会学者らによって展開された犯罪地理学もCPTEDの誕生に影響を及ぼしたと解される。ただしシカゴ学派の論者から物理的な環境デザインによる犯罪予防が具体的に提示されたことがなかったことから明らかなように、そうした影響は間接的なものにとどまっているといえよう。むしろ今日隆盛を極める環境に着目した犯罪予防として支持を集めているCPTEDの理論面を構築したのは、ジェフェリーなど一部の犯罪学者を除けば、シカゴ市初代公営住宅局長官のエリザベス・ウッド、建築ジャーナリストのジェーン・ジェイコブス、建築家オスカー・ニューマンら犯罪学とは無縁な人々によって展開された一連の主張であった。1960年代から70年代にかけてのこれら複数の異なる源流が、やがて今日のCPTEDという大河を形作ったのである。

CPTEDの基本戦略

CPTEDのパイオニアたちがもたらした物理的環境デザインの改善による犯罪予防の体系化を図り、全米犯罪予防協会の元理事長として多数のCPTEDに関する訓練プログラムの開発や実践に携わってきた犯罪学者ティモシー・D・クローによると、今日のCPTEDは、重なり合う3つの戦略で形作られている。(a)「自然なアクセスコントロール(natural access control)」、(b)「自然な監視(natural surveillance)」、(c)「領域の強化(territorial reinforcement)」。

CPTEDの実践例

CPTEDは、その誕生から今日までの間、実際の街の開発や再開発において実際に取り入れられ、その成果について多くの研究成果が公表されてきた。その中でも、初期の代表例が、1970年代後半にコネチカット州の州都ハートフォードのノースアサイラムヒル地区で実践されたケースである。ノースアサイラムヒル地区では、街路パターンの変更、景観の形成、警察によるパトロール、市民組織の拡充など多くの犯罪予防プログラムが実践されたが、その中には、CPTEDのアイデアを活かした、居住者による私的な地域管理が行き届いている印象を与える方法も含まれていた。袋小路の新設、通り抜け道路の廃止、一方通行の新設、道路幅の縮小などである。当初は周辺地域に比べて街路や公園の利用が増える一方で、侵入盗や窃盗などの犯罪発生率は低下し、住民の犯罪に対する不安感も減少するなどの成果が報告されていた。しかし3年後の追跡調査では、自動車交通量の減少、歩行者利用の増加、犯罪に対する不安感の減少などは認められたものの、犯罪発生率はハートフォードの他の地区と同じ水準であった。

第2世代CPTED

1990年代以降、CPTEDに新しい展開がみられる。そこでは、従来の物理的な環境デザインのみによる犯罪予防から、社会構造の改善をも取り込んだ主張がなされている。こうしたCPTEDの新しい展開は、それまでの「第1世代CPTED(first generation CPTED)」に対して、「第2世代CPTED(second generation CPTED)」と呼ばれている。

第2世代CPTEDの主張者であるゲリー・クリーブランドとグレゴリー・サビルは、環境決定論の傾向が強かった第一世代CPTEDに対して、環境そのものは行動に影響を与えることはできても行動を決定づけることはできないと指摘した。そのうえで彼は安全な環境デザインを支える最も重要なものはコミュニティ内の社会的相互作用であると説き、犯罪予防の効果が持続的に発揮されるように物理的環境デザインの変更と同時に社会構造の改善に取り組む必要性を主張した。

こうした第2世代CPTEDの内容は、次の4つの基本戦略に表れている。(a)社会的結束力(social cohesion)の強化。(b)外部との

結束力(connectivity)の強化。(c)コミュニティ文化の強化。(d)地域の許容限界(threshold capacity)への配慮。こうした第2世代CPTEDのアイデアに対しては、第1世代CPTEDの問題点をふまえ、犯罪予防の実践的效果を飛躍的に高め、ひいては当該コミュニティの生活の質を高めるとの肯定的な評価が加えられている。しかし第2世代CPTEDは環境に着目した犯罪予防の比重を下げたことによって、実践手段が多様化・複雑化しており、犯罪予防のために取り組むべきポイントが不明確になったことは否定できない。しかも第2世代CPTEDが目標とするコミュニティの形成は、犯罪予防のためだけになされるものではないため、ここでも結局「犯罪予防の観点からは不十分でも、総合的には合格点のコミュニティ」が形成されてしまう可能性はあり、CPTEDが本質的に抱える犯罪予防策としての限界を完全には払拭できていないのではないかとこの疑問が残る。

(4) 状況的犯罪予防

状況的犯罪予防の誕生

イギリスでも、1970年代半ばより、内務省調査部を中心に、状況的犯罪予防(situational crime prevention: SCP)と呼ばれる環境に着目した犯罪予防に関する調査研究が進められ、次々と具体的施策が実施されてきた。初期の主要なレポートとしては、1980年のロナルド・クラークとパット・メイヒュー編『設計による防犯』、1981年のケビン・ヒールとグレリア・レイコック編『状況的犯罪予防』、1992年のロナルド・クラーク編『状況的犯罪予防 成功例のケーススタディ』などがある。

SCPの現在

SCPの出発点は、特定の犯罪の発生を防止するために犯罪の機会に存在する環境的要因を変更する点にある。あまりに当然の発想から出発するため、単に防犯技術をまとめたものにすぎないといった批判も加えられていたが、実際には犯罪の機会に着目した次の3つの理論を基礎におき、体系的で実践的な犯罪予防策を提示している。SCPが基礎におく第1の理論は、マクロレベルの理論としての日常活動理論(routine activity theory)である。同理論は、犯罪発生に影響を及ぼす3つの要素として、(a)潜在的な犯罪者、(b)適当な犯罪ターゲットおよび(c)監視の不在をあげ、犯罪予防のために、ライフスタイルを改める必要性を説く。第2は、中間レベルの理論としての犯罪パターン理論(crime-pattern theory)である。同理論は、多くの人々の活動拠点(nodes)や拠点間を移動する際の経路(pathway)が重なり合う環境に、潜在的犯罪者と潜在的被害者が呼び寄せられることで犯罪を多く生み出すと説く(潜在的犯罪者の日常活動は、こうした活動拠点や経路において形成される)。犯罪者にとって、そうした活動拠点や経路では、何

をすれば何が起こるかが予測しやすく、犯罪の実行を決意しやすくなるからである。駅や公園といった他の利用者と境界があいまいな場所や電車内や自転車専用路といった他の利用者と共有する場所で、多数の犯罪が生じやすい(ホットスポットがしやすい)理由もここにあり、犯罪予防において、そうしたパターンをふまえた対応の重要性を説く。第3は、ミクロレベルの理論としての合理的選択理論(rational choice theory)である。同理論は、犯罪者の意思決定に着目し、犯罪者は犯罪を行うことによる利益が犯罪を行うことによるリスクや損失よりも大きい場合に、犯罪を実行に移すと説く。したがって犯罪の遂行にかかる労力や逮捕されるリスクを大きくすることが、犯罪被害を防止するために有用とされる。

SCP の実践例

SCP については、実践例とその検証結果が多数報告されている。たとえば自動車盗に対する対策では、イギリスやドイツ(西ドイツ)での調査結果としてハンドル・ロック装置を取り付け、窃盗を困難にすることで、盗難率を引き下げることができるとの結論が導き出された(ただし、一部では、ハンドル・ロック装置の装備されていない旧型の自動車の被害が増加する「犯罪の転移」が認められた)。また駐車場の物理的構造の改善による周辺からの視界を確保し、駐車場への自由な出入りを制限し、さらには照明を改善するなど環境の改善に取り組むとともに、CCTVを設置し巡回を強化することで監視を強化した結果、自動車盗を減少させることに成功したとの事例も報告された。とりわけ CCTV の設置の効果は大きく、その影響は CCTV を設置した駐車場だけにとどまらず、付近の駐車場にも及ぶ可能性も指摘された。またバイク盗については、複数の国においてヘルメットの着用を義務化することで、ヘルメットを常備していない者が犯行に及ぶ可能性を引き下げることができるとの報告もなされた。

公共交通機関における SCP としては、無賃乗車の防止のため発券システムを改め、改札を自動ゲートにするなどの対策が効果的で、ロンドンの地下鉄では無賃乗車が3分の2減少したとの報告がなされた。またオランダの路線バスにおいても、車内にモニターを設置し、料金の支払いのために運転手横の前方ドアからしか乗り込めないようにシステムを変更したことで、無賃乗車を減少させることができたとされる。

21 世紀の SCP

イギリスにおける SCP の取組みは、2004年に副首相府と内務省の共同で公表された街づくりに際してのガイドライン『安全な場所(safer places) プランニング・システムと犯罪予防』において、新しい段階に突入したといえよう。このガイドラインは、キース・ヒル住宅及び市街地プランニング担当相とハゼル・ブレアーズ犯罪削減、ポリシング

およびコミュニティ安全担当相による次のような「はしがき」で始まる。「安全・安心は、良好な環境を持続するコミュニティにとって欠かせない。そうしたコミュニティは、デザインに優れ、住んだり、働いたりするのに魅力的な環境であるだけでなく、犯罪や犯罪に対する不安感(fear of crime)がなく、生活の質(quality of life)が高い。すなわち、ここでは魅力的なコミュニティを持続し、構成員である住民の生活の質を高めることと犯罪予防の重要性を結びつけた点が強調された。ガイドラインの主たる対象は、地方自治体の市街地プランナーや市街地プランニングに関わる建築家である。1998年、前年の総選挙で勝利し、19年にわたった保守党政権を下した労働党のトニー・ブレア政権が、それまでの中央集権的な犯罪政策からの脱却により、少年司法の改革とともに、コミュニティを基盤とした犯罪の減少を目指して制定した「犯罪および秩序違反法(1998 Crime and Disorder Act)」は、17条において、地方自治体当局が職権の行使に当たって犯罪への影響をふまえ、その予防に最大限の努力を払うことを義務づけた。しかし地方自治体当局の担当者は都市計画の専門家であっても、犯罪予防の専門的知識を有するとは限らない。このため同法の制定当初より、地方自治体当局にいかなる対応が求められているのか明確化を図る必要性が指摘されていた。そうした声を受けて、2004年に、ガイドラインが作成される運びとなったのである。

(5) 環境に着目した犯罪予防の限界

これまでの調査結果をみても、CPTED や SCP は、従来の犯罪学とは異なるアプローチから導き出された実践的な犯罪対策として、今日までの間に一定の実績を残しているとの評価を受けるに至っているとひとまず結論づけてよいであろう。しかし、他方において、こうした環境に着目した犯罪予防の存在意義が高まるにつれ、次のような限界や課題も指摘されるようになってきた。(a)環境に着目したデザインの改善だけでもたらし得る犯罪予防の効果はそれほど大きくない。(b)環境に着目した犯罪予防が対象として想定する空間には実際には多様性がない。(c)物理的環境の改善は、コミュニティの「排除社会」化をもたらす。(d)環境に着目した犯罪予防はコミュニティの「監視社会」化をもたらす。(e)CPTED と SCP は、犯罪の転移(displacement)をもたらすとの従来からの批判をなお払拭していない。

(6) 日本の犯罪予防の現状

日本の犯罪予防の実践は長い歴史をもっている。たとえば、行政警察の刑ら活動は、防犯を主たる目的の1つとしたものであり、地域ごとによる防犯活動としての「夜回り」も古くから行われてきた。しかし、こうした活動の効果の検証や、より良い活動とするた

めの改善点の検討が理論的に行われてきた形跡は認められない。

刑罰の運用においても、一般予防効果や特別予防効果が古くから重視されてきた。個々の裁判において、裁判官は、量刑に当って、一般予防効果や特別予防効果を考慮することが当然の前提と理解されてきたし、犯罪者の処遇においても、特別予防効果が前提とされてきた。しかし、その効果の存在が確認されたわけではなく、あくまでも、そうした効果の存在を理論上の前提とした運用がなされているにとどまってきた。さらに、最近では、刑罰論自体が下火であったこともあり、理論的な進展は認められなかった(ただし、行動経済学では、一般予防効果の存在を前提とした興味深い研究が積み重ねられている)。

刑事実体法の領域では、「処罰の前倒し」や「ネットワイドニング」による犯罪予防が図られている。とりわけ、共謀罪の導入は、その是非をめぐる激しい議論が戦わされている。

刑事手続においても、犯罪予防型の捜査手法の導入の是非が議論されている。テロ犯罪や組織犯罪の台頭により、欧米では、刑事手続面でも、犯罪を未然に防ぐための捜査の意義が高まっているが、グローバル化がすすむ今日の日本も例外ではありえない。はたして、犯罪を行う前に、それを防止するための「捜査」が、人権保障との兼ね合いで、どこまで許されるかが問われている。

実体法や手続法の領域において、人権侵害を伴う、こうした動きが一定の支持を集めている背景には、犯罪被害者の観点に立った刑事政策の重要性が認められつつあることが指摘できよう。最善の犯罪被害者対策は、被害者化の防止であり、犯罪予防の強化は、そのために不可欠な取組みとして指示を拡大しているのである。しかし、こうした被害者の観点を重視した刑事政策は、「ピーナル・ポピュリズム」につながりかねないことから、慎重な検討が求められる。

個別の犯罪対策でも、性犯罪の厳罰化、ストーカー規制法の対象行為の拡大、企業犯罪防止のための企業自身によるコンプライアンス体制の整備などは、犯罪予防につながる動きとして捉えることも可能であろう。

(7) 日本の犯罪予防の課題

このように日本にも、犯罪予防の取組みは存在しないわけではない。しかし、欧米の動向と比較すると、体系的に理論的研究を行い、そうした研究の成果に基づき、それぞれの取組みを改善していくというマクロな動きが圧倒的に不足していると言えよう。1990年代後半から2000年代前半にかけて、日本は、急速な犯罪認知件数の増加を経験し、「安全神話」が砂上の楼閣であることを認識させられた。再び、そうした事態を招かないように、さらには、テロ犯罪や組織犯罪の増加という事態にも対応できるように、犯罪予防論の進

化が求められる。

<引用文献>

R・ウォートレイ/L・メイズロール(島田貴仁・渡辺昭一監訳)『環境犯罪学と犯罪分析』(財社会安全研究財団、2010)瀬川晃「犯罪予防論の新局面」矯正講座 19号(1996) 1-11頁

イアン・カフーン(小畑晴治ほか訳)『デザイン・アウト・クライム』(鹿島出版会、2007)

ロナルド・V・クラークほか(守山正監訳)『犯罪分析ステップ60』(成文堂、2015)

リチャード・H・シュナイダー/テッド・キッチン(防犯環境デザイン研究会訳)『犯罪予防とまちづくり』(丸善、2004)

瀬川晃「環境に着目した犯罪予防の今」同志社法学 64巻3号(2012) 633-671頁

スティーブン・P・ラブ(島田貴仁ほか訳)『犯罪予防』(財社会安全研究財団、2006)

Clarke, Ronald V.ed., Situational Crime Prevention: Successful Case Studies, 2nd ed., 1997, Harrow and Heston.

Jeffery, C. Ray, Crime Prevention through Environmental Design, 1971, Sage.

Mackey, David A.and Kristine Levan, Crime Prevention, 2013, Jones & Bartlett Learning

Schneider, Stephen, Crime Prevention, 2d ed., 2015, CRC Press

Welsh, Brandon C. and David P. Farrington ed., Oxford Handbook of Crime Prevention, 2012, Oxford University Press

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計18件)

Tomomi Kawasaki, Legal and Political responses to White Collar Crime, OXFORD RESEARCH ENCYCLOPEDIA OF CRIMINOLOGY & CRIMINAL JUSTICE、査読あり、(2017), Open Access <
<http://criminology.oxfordre.com/view/10.1093/acrefore/9780190264079.001.0001/acrefore-9780190264079-e-276?rskey=lpwsDK&result=3>>1-22.>

松原久利「ドイツにおける団体刑法典草案と刑事制裁論」『山中敬一先生古稀記念論文集上巻』、査読なし、(成文堂、2017) 67-91頁。

緒方あゆみ「発達障害と刑事司法」中京ロイヤル26号、査読なし、(2017)1-10頁。

田坂晶「治療行為の正当化における患者の同意」比較法雑誌51巻1号、査読なし、(2017)95-125頁。

阿部千寿子「被害者参加制度の見直しと展望」法学新報123巻1号、査読なし、(2017)207-231頁。

川本哲郎「認知症などの病気と交通犯罪」『山中敬一先生古稀記念論文集下巻』、査読なし、(成文堂、2017)362-378頁。

宮木康博「承認保護プログラムの制度設計」法学新報23巻1号、査読なし、(2017)333-358頁。

川崎友巳「コンプライアンス体制の整備・運営と法人処罰」ジュリスト1498号、査読なし、(2016)43-50頁。

川崎友巳「現実取引による相場操縦罪の現状と課題」『椎橋隆幸先生古稀記念論文集下巻』、査読なし、(信山社、2016)295-318頁。

川崎友巳「企業の起訴猶予合意・不起訴合意」『浅田和茂先生古稀記念論文集下巻』、査読なし、(成文堂、2016)209-222頁。

松原久利「医療事故調査制度と医師の刑事責任」『浅田和茂先生古稀記念論文集上巻』、査読なし、(成文堂、2016)377-402頁。

緒方あゆみ「生命維持治療をめぐる問題を中心に」刑法雑誌56巻3号、査読なし、(2016)24-38頁。

洲見光男「行政上の立入り検査と犯罪抑止」『椎橋隆幸先生古稀記念論文集上巻』、査読なし、(信山社、2016)77-107頁。

十河太郎「承継的共犯論の現状と課題」川端博ほか編『理論刑法学の探究第9巻』、査読なし、(2016)119-158頁。

十河太郎「共同正犯と狭義の共犯」『浅田和茂先生古稀記念論文集上巻』、査読なし、(成文堂、2016)483-493頁。

川本哲郎「予防拘禁について」『浅田和茂先生古稀記念論文集下巻』、査読なし、(成文堂、2016)637-653頁。

川本哲郎「予防拘禁について」『椎橋隆幸先生古稀記念論文集上巻』、査読なし、(信山社、2016)499-517頁。

川崎友巳「イギリスの執行猶予」論究ジュリスト9号、査読なし、(2015)57-72頁。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

瀬川 晃 (SEGAWA Akira)
同志社大学・法学部・教授
研究者番号：00104604

(2) 研究分担者

阿部 千寿子 (ABE Chiduko)
京都学園大学・経済学部・講師
研究者番号：10610628

奥村 正雄 (OKUMURA Masao)
同志社大学・司法研究科・教授
研究者番号：30265532

田坂 晶 (TASAKA Aki)
広島修道大学・法学部・准教授
研究者番号：30548516

緒方 あゆみ (OGATA Ayumi)
中京大学・法務研究科・准教授
研究者番号：40535390

松原 久利 (MATSUBARA Hisatoshi)
同志社大学・法学部・教授
研究者番号：50257424

宮木 康博 (MIYAKI Yasuhiro)
名古屋大学・法学研究科・准教授
研究者番号：50453858

川本 哲郎 (KAWAMOTO Tetsuro)
同志社大学・法学部・教授
研究者番号：60224862

古江 頼隆 (FURUE Yoritaka)
同志社大学・司法研究科・教授
研究者番号：70376383

十河 太郎 (SOGO Taro)
同志社大学・司法研究科・教授
研究者番号：80304640

川崎 友巳 (KAWASAKI Tomomi)
同志社大学・法学部・教授
研究者番号：80309070

洲見 光男 (SHUMI Mitsuo)
同志社大学・司法研究科・教授
研究者番号：90241124